（附則第五条第一項の届出に係る国民年金法の届出の特例）

第十六条　附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十九条の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十九条の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の国民年金法第十二条第三項の規定を適用する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十七条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第十項中「又は第二十五条」を「、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

（附則第五条第一項の届出に係る高齢者の医療の確保に関する法律の届出の特例）

第十八条　附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の二の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の二の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第十項の規定を適用する。

（介護保険法の一部改正）

第十九条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「又は第二十五条」を「、第二十五条、第三十条の四十六又は第三十条の四十七」に改める。

（附則第五条第一項の届出に係る介護保険法の届出の特例）

第二十条　附則第五条第一項の規定による届出及び同条第二項の規定により適用するものとされた新法第二十八条の三の規定による付記は、それぞれ新法第三十条の四十七の規定による届出及び新法第二十八条の三の規定による付記とみなして、前条の規定による改正後の介護保険法第十二条第五項の規定を適用する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十一条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の項中「第二十四条の二第一項に規定する付記転出届をする場合及び同条第二項に規定する世帯員に関する付記転出届をする」を「第二十四条の二第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける」に、「及び第三十条の三第一項」を「、第三十条の三第一項及び第三十条の四十六から第三十条の四十八まで」に改める。

第二十二条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（外国人住民についての適用の特例）

第六条　住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）附則第九条に規定する政令で定める日までにおける第三条第一項の規定の適用については、同項中「記録されている者」とあるのは、「記録されている者（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民を除く。）」とする。

（検討）

第二十三条　政府は、現に本邦に在留する外国人であって出入国管理及び難民認定法第五十四条第二項の規定により仮放免をされ当該仮放免の日から一定期間を経過したものその他の現に本邦に在留する外国人であって同法又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の規定により本邦に在留することができる者以外のものについて、入管法等改正法附則第六十条第一項の趣旨を踏まえ、第一号施行日以後においてもなおその者が行政上の便益を受けられることとなるようにするとの観点から、必要に応じて、その者に係る記録の適正な管理の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
厚生労働大臣　舛添　要一
内閣総理大臣　麻生　太郎

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
内閣総理大臣　麻生　太郎

平成二十一年七月十五日

法律第七十八号

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

（保健師助産師看護師法の一部改正）

第一条　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第十九条第一号及び第二十条第一号中「六月」を「一年」に改める。

第二十一条第四号中「又は第二号」を「から第三号まで」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「准看護師又は」の下に「学校教育法に基づく」を加え、「前二号」を「前三号」に改め、「規定する」の下に「大学、」を加え、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。第四号において同じ。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

第二十二条第三号中「、第二号又は第四号」を「から第三号まで又は第五号」に改め、同条第四号中「前条第四号」を「前条第五号」に改める。

第二十二条の二第二項中「第二十一条第一号若しくは第二号」を「第二十一条第一号から第三号まで」に改める。

第三章中第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修（保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。）を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正）

第二条　看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「看護師等」を「研修等による看護師等」に改める。

第四条第一項中「養成、」の下に「研修等による」を加え、「を促進する」を「の促進の」に改める。

第五条第一項中「改善」の下に「、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮」を加える。

第六条中「対応し、」の下に「研修を受ける等」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（保健師助産師看護師法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、第一条の規定による改正後の保健師助産師看護師法（以下「新法」という。）第十九条の規定にかかわらず、保健師国家試験を受けることができる。

一　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第十九条第一号に該当する者

二　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第十九条第一号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）